

議案第16号

大津市いじめに関する重大事態再調査委員会条例の制定について

平成30年2月21日提出

大津市長 越 直 美

大津市いじめに関する重大事態再調査委員会条例

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第28条第1項の規定による調査の結果について法第30条第2項の規定に基づく調査（以下「再調査」という。）を行わせるため、市長の附属機関として、再調査の対象となる重大事態ごとに、大津市いじめに関する重大事態再調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(所掌事務)

第3条 委員会は、市長の諮問に応じ、再調査を行い、その結果を答申する。

2 委員会は、前項の答申を行う際に、当該再調査に係る重大事態と同種の事態の発生の防止のために講ずべき措置に関する提言を行うものとする。

3 委員会は、当該再調査に係るいじめ（いじめの疑いのある行為を含む。以下「当該いじめ」という。）を受けた児童等（以下「当該児童等」という。）及びその保護者（以下「当該保護者」という。）並びに教育委員会に対し、当該再調査に係る必要な情報を適切に提供するとともに、第1項の答申を行ったときは、当該再調査の結果及び前項の提言の内容を報告しなければならない。

(組織)

第4条 委員会は、委員6人以内で組織する。

(委員)

第5条 委員は、いじめに関する専門的知識又は学識経験を有する者であつて、本市と利害関係を有しないもののうちから、当該保護者と協議の上、市長が委嘱する。

2 前項の場合において、委員の半数以上は、当該保護者の推薦する者のうちから委嘱するものとする。ただし、当該保護者からの推薦がないとき、当該保護者の推薦する者の数が委員の半数に満たないときその他の特別の事情があるときは、この限りでない。

3 委員の任期は、委嘱の日からその者の委嘱に係る再調査についての第3条第3項の報告が終了した日までとする。ただし、市長が必要と認める場合は、当該任期を延長することができる。

4 市長は、委員が当該いじめに係る学校若しくは教育委員会又は当該児童等若しくは当該保護者と利害関係を有することが明らかになるなど、当該委員による公正かつ中立な再調査を行うことができないと認めるに足りる相当の理由があるときその他必要があると認めるときは、当該委員を解嘱することができる。

5 当該保護者は、委員による公正かつ中立な再調査を行うことができないと信ずるに足りる相当の理由があるときは、市長に対して、その理由を示して当該委員の解嘱を求めることができる。

6 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、再調査を行うために必要があると認めるときは、関係者に対し、文書その他の物件の提出を求め、又は会議に出席を求めてその説明若しくは意見を聴くことができる。

(調査員)

第8条 委員会に、その所掌事務の遂行に必要な調査を行わせるため、必要に応じ、調査員若干人を置くことができる。

2 調査員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

3 調査員は、その者の委嘱に係る調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

4 調査員は、附属機関の委員とみなして、大津市議会議員の議員報酬等及び非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和31年条例第19号）の規定を適用する。

5 第5条第4項から第6項までの規定は、調査員について準用する。

（庶務）

第9条 委員会の庶務は、市民部において処理する。ただし、当該保護者が希望する場合その他市長が必要と認める場合は、総務部において処理する。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第17号

平成30年度における職員の給与の特例に関する条例の制定について

平成30年2月21日提出

大津市長 越 直 美

平成30年度における職員の給与の特例に関する条例

(市長等の給料月額の特例)

第1条 市長及び副市長の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）における給料月額は、大津市長及び副市長の給与に関する条例（昭和31年条例第20号）第3条第1項の規定にかかわらず、同項の規定による額からその100分の30（副市長にあつては、100分の20）に相当する額を減じた額とする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同項の規定による額とする。

第2条 公営企業管理者、教育長及び常勤の監査委員の特例期間における給料月額は、大津市公営企業管理者の給与等に関する条例（昭和41年条例第39号）第3条第1項、大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和31年条例第22号）第3条第1項及び大津市常勤の監査委員の給与等に関する条例（昭和36年条例第17号）第3条の規定にかかわらず、これらの規定による額からその100分の10（常勤の監査委員にあつては、100分の3.8）に相当する額を減じた額とする。ただし、退職手当及び常勤の監査委員の期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は、これらの規定による額とする。

(一般職の職員の給料月額の特例)

第3条 大津市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第21号。以下「給与条例」という。）第3条第1項第1号若しくは第2号イ若しくはウに掲げる給料表又は大津市教育公務員の給与に関する条例（昭和32年条例第22号。以下「教育公務員給与条例」という。）

第4条第1項に掲げる給料表の適用を受ける職員の特例期間における給料月額は、給与条例第

3条から第5条まで並びに大津市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成29年条例第8号）附則第6項から第8項まで、第9項（附則第10項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第11項並びに教育公務員給与条例第4条から第6条までの規定にかかわらず、これらの規定により定められる額（以下「基礎給料月額」という。）から、次の表の左欄に掲げる当該職員の職の区分に応じ、同表の右欄に定める割合に相当する額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）をそれぞれ減じた額とする。ただし、手当（地域手当にあっては、他の給与の額の算出の基礎となる場合に限る。以下同じ。）の額、給料の調整額（手当の額及び勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる場合に限る。）、勤務1時間当たりの給与額（大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第6号）第14条第3項若しくは第15条第3項、大津市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第1号）第17条第1項若しくは第20条第1項において読み替えて準用する給与条例第14条第1項若しくは大津市職員の育児休業等に関する条例第23条、大津市職員の修学部分休業に関する条例（平成17年条例第2号）第3条又は給与条例第12条（教育公務員給与条例第15条において準用する場合を含む。）の規定による給与の額の算出の基礎となる場合を除く。）及び教職調整額（手当の額の算出の基礎となる場合に限る。）の算出の基礎となる給料月額は、基礎給料月額とする。

部長及び部長相当職	100分の2.9
次長及び次長相当職	100分の2.6
課長及び課長相当職	100分の2.3
課長補佐及び課長補佐相当職	100分の1.3
大津市立幼稚園の園長及び園長相当職	100分の1.3

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第18号

大津市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について

平成30年2月21日提出

大津市長 越 直 美

大津市事務分掌条例の一部を改正する条例

大津市事務分掌条例（昭和48年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中エを削り、オをエとし、カからシまでをオからサまでとし、同条第6号中カをキとし、オをカとし、エの次に次のように加える。

オ 国際化に関すること。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第19号

大津市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成30年2月21日提出

大津市長 越 直 美

大津市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

大津市臨時的任用職員の給与等に関する条例（平成27年条例第80号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

区分	賃金の上限額
事務補助員	日額6,800円又は1時間につき880円
警備員	1時間につき 880円
やまびこ総合支援センターに勤務する看護師	日額 9,130円
自動車運転士	日額 7,000円
保育士	日額 8,920円
保育園保健担当職員	日額 9,360円
用務員	日額6,800円又は1時間につき880円
調理員	日額 6,800円
児童厚生員	日額 7,610円
児童クラブ指導員	日額 8,130円
介護福祉士	日額 8,420円
食品衛生監視員	日額 8,930円

獣医師	日額 9, 580円
保健師	日額 9, 360円
助産師	日額 9, 360円
看護師（やまびこ総合支援センターに勤務する者を除く。）	日額 8, 950円
准看護師	日額 8, 420円
管理栄養士	日額 8, 950円
栄養士	日額 7, 610円
歯科衛生士	日額 7, 510円
はり師・きゅう師	日額 7, 610円
発達相談員	日額 10, 260円
施設管理技術員	日額 8, 950円
環境整備員	日額 8, 820円
建築技術補助員	日額 8, 950円
会計事務補助員	日額 7, 610円
学校生活支援員	1時間につき 1, 040円
医療的ケア支援員	1時間につき 1, 560円
学校図書館司書	1時間につき 1, 040円
臨時養護教諭	日額 8, 950円
子育て支援指導員	日額7, 990円又は1時間につき 1, 040円
森林環境学習指導員	日額 7, 610円
指導主事	日額8, 820円又は1時間につき 1, 140円
文化財発掘調査補助員	日額 7, 100円
文化財発掘作業員	日額 6, 790円
文化財整理補助員	日額 6, 270円
臨時講師	月額239, 800円又は1時間につき 1, 160円
幼稚園養護職員	1時間につき 1, 190円

別表第2 勤勉手当の項中「100分の85」を「100分の90」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

- 2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後の勤務に係る賃金について適用し、同日前の勤務に係る賃金については、なお従前の例による。

議案第 20 号

大津市嘱託職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成 30 年 2 月 21 日提出

大 津 市 長 越 直 美

大津市嘱託職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

大津市嘱託職員の報酬等に関する条例（平成 27 年条例第 76 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 2 条関係）

区分	報酬の上限額
技能・経験職の嘱託員	月額 173,600 円
大津市退職職員の嘱託員	月額 235,900 円
CIO 補佐官	月額 541,000 円
警察機関連携嘱託員	月額 297,500 円
専門的分野のアドバイザー（この表に別段の定めがある者を除く。）	日額 28,000 円
車両総括管理者	月額 267,500 円
弁護士	月額 540,000 円
行政不服審査の審理員	審理 1 件につき 150,000 円
いじめ対策相談調査専門員（弁護士である者を除く。）	月額 333,000 円
消費生活相談員	月額 189,400 円
障害認定審査会内容点検業務嘱託員	月額 173,900 円
障害福祉窓口業務嘱託員	月額 173,900 円
障害者虐待対応嘱託員	月額 197,200 円

手話通訳者	月額 173,900円
障害児相談支援員	月額 189,400円
嘱託医	月額760,000円又は月額22,000円
発達相談員	月額 198,100円
地域型保育支援員	月額 198,100円
保育園保健担当嘱託員	月額189,400円又は1時間につき1,210円
幼児教育相談員	月額 186,800円
バス運転士	月額115,900円又は出動1回につき9,170円
保育アドバイザー	月額 173,900円
家庭相談スーパーバイザー	月額 198,100円
家庭児童相談員（児童虐待対応の業務の嘱託を受けた者に限る。）	月額 197,200円
家庭児童相談員（児童虐待対応の業務の嘱託を受けた者を除く。）	月額 189,400円
母子自立支援員	月額 189,400円
女性相談員	月額 197,200円
児童厚生員	月額 173,900円
子育て支援員	月額 182,600円
児童クラブ指導員	月額 243,100円
介護支援専門員	月額 197,200円
介護認定調査員	月額 189,400円
介護認定審査会事務局嘱託員	月額 182,600円
介護認定審査会内容点検業務嘱託員	月額 173,900円
保健所に勤務する臨床心理士	出動1回につき 13,200円
保健所に勤務する臨床検査技師	出動1回につき 8,400円
保健所カウンセラー	出動1回につき 8,800円
獣医師	月額 217,200円
保健師	月額 189,400円
助産師（感染症相談業務の嘱託を受けた者に限る。）	出動1回につき 8,500円
助産師（感染症相談業務の嘱託を受けた者を除く。）	月額 189,400円
看護師（感染症検査業務の嘱託を受けた者に限る。）	出動1回につき 5,436円

看護師（感染症検査業務の嘱託を受けた者を除く。）	月額 182,600円
管理栄養士	月額 188,600円
栄養士	月額 174,200円
歯科衛生士	月額 173,900円
診療放射線技師	月額 188,600円
理学療法士	月額 188,600円
作業療法士	月額 188,600円
言語相談員	月額 196,900円
産業化支援統括コーディネーター	月額 380,000円
国際交流員	月額 330,000円
有害鳥獣駆除作業員	月額 188,200円
鳥獣害対策実施隊員	出動1回につき 3,000円
早朝せり監視員	月額 174,700円
不法投棄対策監	月額 198,000円
建築確認構造審査業務嘱託員	出動1回につき 24,000円
市担講師	月額 277,992円
いじめ対策等業務嘱託員	月額 180,800円
市担派遣講師	1時間につき 2,750円
ことばの教室指導員	月額 196,900円
教育相談センター教育相談員・指導員	月額 186,800円
教育相談センター特別支援教育指導員	月額 186,800円
特別心理相談員	日額 20,000円
教育相談センタースーパーバイザー	1時間につき 5,500円
特別教育相談員	1時間につき 5,500円
特別支援教育相談員	1時間につき 5,500円
外国語教育政策アドバイザー	月額484,000円又は日額28,000円
教育センターシステム管理員	月額 159,100円
I C T活用指導員	月額 149,500円
若手教員育成指導員	月額 149,500円
葛川少年自然の家指定医	出動1回につき 15,000円

生涯学習専門員	月額 173,600円
社会教育指導員	月額 149,500円
科学館運營業務嘱託員	月額 159,100円
図書館司書	月額 173,900円
文化財調査員・学芸員	月額 173,900円
青少年健全育成非行防止相談員	月額 159,100円
学校支援アドバイザー	月額 149,500円
小中学校養護教諭	月額 168,800円
幼稚園養護職員	月額 186,800円
その他職務上資格の必要な嘱託員	月額 173,900円

別表第2地域手当相当分の項中「100分の7.3」を「100分の7.5」に改め、同表勤勉手当相当分の項中「100分の85」を「100分の90」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後の勤務に係る報酬について適用し、同日前の勤務に係る報酬については、なお従前の例による。

大津市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成 30 年 2 月 21 日提出

大 津 市 長 越 直 美

大津市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

大津市職員等の旅費に関する条例（昭和 32 年条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「、旅行雑費」を削り、同条中第 6 項を削り、第 7 項を第 6 項とし、第 8 項から第 13 項までを 1 項ずつ繰り上げる。

第 13 条第 2 項を次のように改め、同条第 4 項を削る。

- 2 前項第 2 号に規定する急行料金及び同項第 4 号に規定する座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で片道 50 キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。

第 17 条を削り、第 18 条を第 17 条とし、第 19 条を第 18 条とし、第 19 条の 2 を第 19 条とする。

第 20 条中「第 17 条の規定による旅行雑費の額の 5 日分及び」及び「の合計額」を削る。

別表中「第 18 条、第 19 条関係」を「第 17 条、第 18 条関係」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の大津市職員等の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

議案第 22 号

大津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

平成 30 年 2 月 21 日提出

大 津 市 長 越 直 美

大津市手数料条例の一部を改正する条例

大津市手数料条例（平成 12 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

別表第 16 項第 3 号の表中	「	530,000 円	「	570,000 円	に改め、同項
		830,000 円		880,000 円	
		1,010,000 円		1,070,000 円	
		1,120,000 円		1,200,000 円	
		1,420,000 円		1,520,000 円	
		1,660,000 円		1,780,000 円	
		3,880,000 円		4,070,000 円	
		5,100,000 円		5,340,000 円	
		6,290,000 円		6,490,000 円	
		1,130,000 円		1,180,000 円	
		1,340,000 円		1,410,000 円	
		1,500,000 円		1,580,000 円	
		1,830,000 円		1,940,000 円	
		2,140,000 円		2,260,000 円	
		4,350,000 円		4,550,000 円	
		5,570,000 円		5,820,000 円	
		6,770,000 円		7,070,000 円	
		5,750,000 円		5,930,000 円	
		7,250,000 円		7,470,000 円	
		10,700,000 円		10,900,000 円	
		」		」	
		を			

第 7 号の表中「410,000 円」を「420,000 円」に、「540,000 円」を

「560,000円」に、「700,000円」を「730,000円」に、「920,000円」を「960,000円」に、「1,040,000円」を「1,090,000円」に、「1,600,000円」を「1,660,000円」に、「1,820,000円」を「1,900,000円」に、「2,030,000円」を「2,120,000円」に、「490,000円」を「530,000円」に、「630,000円」を「680,000円」に、「990,000円」を「1,030,000円」に、「1,310,000円」を「1,410,000円」に、「1,720,000円」を「1,780,000円」に、「3,320,000円」を「3,430,000円」に、「4,060,000円」を「4,190,000円」に、「4,650,000円」を「4,800,000円」に、「9,100,000円」を「9,320,000円」に、「12,400,000円」を「12,600,000円」に、「17,000,000円」を「17,300,000円」に改め、同項第9号の表中「310,000円」を「320,000円」に、「430,000円」を「460,000円」に、「720,000円」を「750,000円」に、「960,000円」を「1,020,000円」に、「1,210,000円」を「1,300,000円」に、「2,950,000円」を「3,150,000円」に、「3,620,000円」を「3,870,000円」に、「4,170,000円」を「4,460,000円」に、「2,660,000円」を「2,690,000円」に、「3,190,000円」を「3,230,000円」に、「4,790,000円」を「4,830,000円」に改め、別表第45項中第29号を第31号とし、第14号から第28号までを2号ずつ繰り下げ、第13号の次に次の2号を加える。

(14) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の7第1項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請に対する審査 1件につき 147,000円

(15) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の7第7項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定の申請に対する審査 1件につき 134,000円

別表第46項第9号中「75,000円」を「67,000円」に改め、同表第52項に次の1号を加える。

(4) 汚染土壌処理業者の地位の承継に係る土壌汚染対策法第27条の2第1項、第27条の3第1項又は第27条の4第1項の規定に基づく承認の申請に対する審査 1件につき

120,000円

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

大津市旅館業法施行条例の一部を改正する条例の制定について

平成30年2月21日提出

大津市長 越 直 美

大津市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

大津市旅館業法施行条例（平成20年条例第48号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「ホテル営業及び旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、同条中「第1条第1項第11号の条例で定めるホテル営業の施設の構造設備の基準及び同条第2項第10号の条例で定める旅館営業」を「第1条第1項第8号の条例で定める旅館・ホテル営業」に改める。

第6条中「第1条第3項第7号」を「第1条第2項第7号」に、「同条第4項第5号」を「同条第3項第5号」に、「別表第3のとおり」を「別表第2第1項及び第3項から第6項までに掲げる基準に適合するものであること」に改める。

別表第1中第3項を削り、第4項を第3項とし、同表第5項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、同項を同表第4項とし、同表中第6項を第5項とし、第7項を第6項とする。

別表第2中「ホテル営業及び旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、同表第1項第2号及び第3号を次のように改める。

- (2) 窓等により自然光線が十分に採光できる構造とすること。
- (3) 適当な換気装置がある場合その他宿泊者の衛生上支障がない場合を除き、窓その他の開口部により衛生的な空気環境を十分に確保できる構造とすること。

別表第2第1項第4号を削り、同表第2項中「その他これに類する設備」を削り、同表第3項第1号を次のように改める。

- (1) 清潔で衛生上支障のないよう清掃を容易に行うことができる構造とすること。

別表第 3 を削る。

附 則

この条例は、平成 3 0 年 6 月 1 5 日から施行する。

議案第24号

大津市特定旅館建築規制条例の一部を改正する条例の制定について

平成30年2月21日提出

大津市長 越 直 美

大津市特定旅館建築規制条例の一部を改正する条例

大津市特定旅館建築規制条例（平成元年条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「から第4項までに規定するホテル営業、旅館営業及び」を「に規定する旅館・ホテル営業又は同条第3項に規定する」に改める。

附 則

この条例は、平成30年6月15日から施行する。

議案第25号

大津市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

平成30年2月21日提出

大津市長 越 直 美

大津市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関
する基準を定める条例（平成26年条例第60号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第4号中「同条第9項」を「同条第11項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第26号

大津市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

平成30年2月21日提出

大津市長 越 直 美

大津市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第52号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第33条の7」を「第6条の2第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月2日から施行する。

議案第 27 号

大津市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成 30 年 2 月 21 日提出

大 津 市 長 越 直 美

大津市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

大津市後期高齢者医療に関する条例（平成 20 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号中「第 55 条第 1 項」の次に「（法第 55 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）」を加え、「病院等（同項）」を「病院等（法第 55 条第 1 項）」に改め、同条第 3 号及び第 4 号中「の規定」を「（法第 55 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定」に改め、同条に次の 1 号を加える。

- (5) 法第 55 条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 116 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定の適用を受け、これらの規定により本市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であったもの

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

議案第28号

大津市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

平成30年2月21日提出

大津市長 越 直 美

大津市介護保険条例の一部を改正する条例

大津市介護保険条例（平成18年条例第13号）の一部を次のように改正する。

目次中「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設等」に改める。

第15条中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第1号中「33,210円」を「34,290円」に改め、同条第2号及び第3号中「55,350円」を「57,150円」に改め、同条第4号中「59,040円」を「60,960円」に改め、同条第5号中「73,800円」を「76,200円」に改め、同条第6号中「83,394円」を「86,106円」に改め、同号ア中「同じ。）」の次に「（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から政令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この条において同じ。）」を加え、同条第7号中「88,560円」を「91,440円」に改め、同条第8号中「99,630円」を「102,870円」に改め、同条第9号中「114,390円」を「118,110円」に改め、同条第10号中「129,150円」を「133,350円」に改め、同条第11号中「147,600円」を「152,400円」に改め、同条第12号中「162,360円」を「167,640円」に改め、同条第13号中「169,740円」を「175,260円」に改める。

第8章の章名中「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設等」に改める。

第26条の見出し中「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設等」に改め、同条第1項中「又

は第2項」を「若しくは第2項又は法第107条第1項若しくは第2項」に改め、「介護老人保健施設」の次に「又は介護医療院」を加える。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第29号

大津市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

平成30年2月21日提出

大津市長 越 直 美

大津市都市公園条例の一部を改正する条例

大津市都市公園条例（昭和40年条例第18号）の一部を次のように改正する。

目次中「第2条の5」を「第2条の6」に改める。

第2条の4の見出し中「設置基準」を「建築面積の基準」に改める。

第2条の5の見出し中「建築面積」の次に「の基準」を加え、同条に次の1項を加える。

- 5 市が設置する都市公園についての令第6条第6項に規定する場合に関する法第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、令第6条第6項に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

第1章の2中第2条の5の次に次の1条を加える。

（公園施設の敷地面積の制限）

第2条の6 令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第30号

大津市自転車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

平成30年2月21日提出

大津市長 越 直 美

大津市自転車駐車場条例の一部を改正する条例

大津市自転車駐車場条例（昭和54年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表大津市坂本駅前自転車駐車場の項中「大津市坂本駅前自転車駐車場」を「大津市坂本比叡山口駅前自転車駐車場」に改め、同条第2項の表大津市松の馬場駅前自転車駐車場の項、大津市近江神宮前駅前自転車駐車場の項及び大津市石場駅前自転車駐車場の項を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項の表大津市坂本駅前自転車駐車場の項の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第 31 号

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成 30 年 2 月 21 日提出

大 津 市 長 越 直 美

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和 63 年条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 4 号中「の全部又は」を「（以下この号において「市営住宅等の存していた土地」という。）の全部若しくは」に、「建設し、又は」を「建設し、若しくは」に改め、「含む。）」の次に「又は市営住宅等の存していた土地に近接する土地に、新たに当該除却する市営住宅に代わるべき市営住宅を建設し、若しくは新たに当該除却する市営住宅及び共同施設に代わるべき市営住宅及び共同施設を建設する事業（複数の市営住宅の機能を集約するために行うものに限る。）」を加える。

第 13 条第 1 項中「収入（同条第 4 項）」を「収入の額（同条第 4 項後段）」に、「。第 25 条」を「の額。第 25 条第 1 項、第 28 条第 1 項及び第 28 条の 3 第 1 項」に改め、「ない場合」の次に「（第 14 条の 2 第 1 項ただし書に規定する場合を除く。）」を、「による」の次に「報告の」を加える。

第 14 条の 2 第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、入居者及び同居者が公営住宅法施行規則（昭和 26 年建設省令第 19 号。以下「省令」という。）第 8 条各号に掲げる者に該当する場合であって、収入の申告をすることが困難な事情にあると市長が認めるときは、この限りでない。

第 14 条の 2 第 2 項中「第 50 条」を「第 50 条第 1 項」に改め、同条第 3 項中「又は」を「（同項ただし書に規定する場合にあっては、省令第 9 条に規定する方法）又は」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(大津市大津駅西地区都市再生住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

- 2 大津市大津駅西地区都市再生住宅の設置及び管理に関する条例（平成24年条例第61号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「収入（）」を「収入の額（）」に、「収入）」を「収入の額）」に、「、その額」を「、その家賃の額」に改め、「ない場合」の次に「（次条において準用する市営住宅条例第14条の2第1項ただし書に規定する場合を除く。）」を、「による」の次に「報告の」を加える。

議案第 32 号

大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

平成 30 年 2 月 21 日提出

大 津 市 長 越 直 美

大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例の一部を改正する
条例

大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例（昭和 41 年条例第 38 号）
の一部を次のように改正する。

第 4 条の 3 を次のように改める。

第 4 条の 3 前 2 条に定めるもののほか、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用してガス
特定運営事業等を実施するために必要な事項について審査等させるため、大津市ガス特定運営
事業等審査委員会（以下この条において「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員 7 人以内をもって組織する。

3 委員は、学識経験を有する者、消費者団体から選出された者及び市職員のうちから、公営企
業管理者が委嘱し、又は任命する。

4 委員（市職員である者を除く。）に対する報酬及び費用弁償については、前条第 4 項及び第 5
項の規定を準用する。

5 前各項に定めるもののほか、委員会の組織、運営その他必要な事項は、公営企業管理者が別
に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

平成 30 年 2 月 21 日提出

大 津 市 長 越 直 美

大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例（昭和 41 年条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「同法第 36 条」を「これらの規定を同法第 36 条第 8 項」に、「第 32 条の 2 及び第 36 条」を「第 30 条の 2 及び第 36 条第 8 項」に改める。

第 5 条第 3 項中「、第 1 号」の次に「又は第 3 号から第 6 号までのいずれか」を加え、「333 円を」を「1 人につき 217 円を」に改め、「267 円（非常勤消防団員等に第 1 号に該当する者がいない場合には、そのうち 1 人については」及び「）を、第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族については 1 人につき 217 円（非常勤消防団員等に第 1 号に該当する者及び第 2 号に該当する扶養親族がない場合には、そのうち 1 人については 300 円）」を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第 5 条第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議案第 34 号

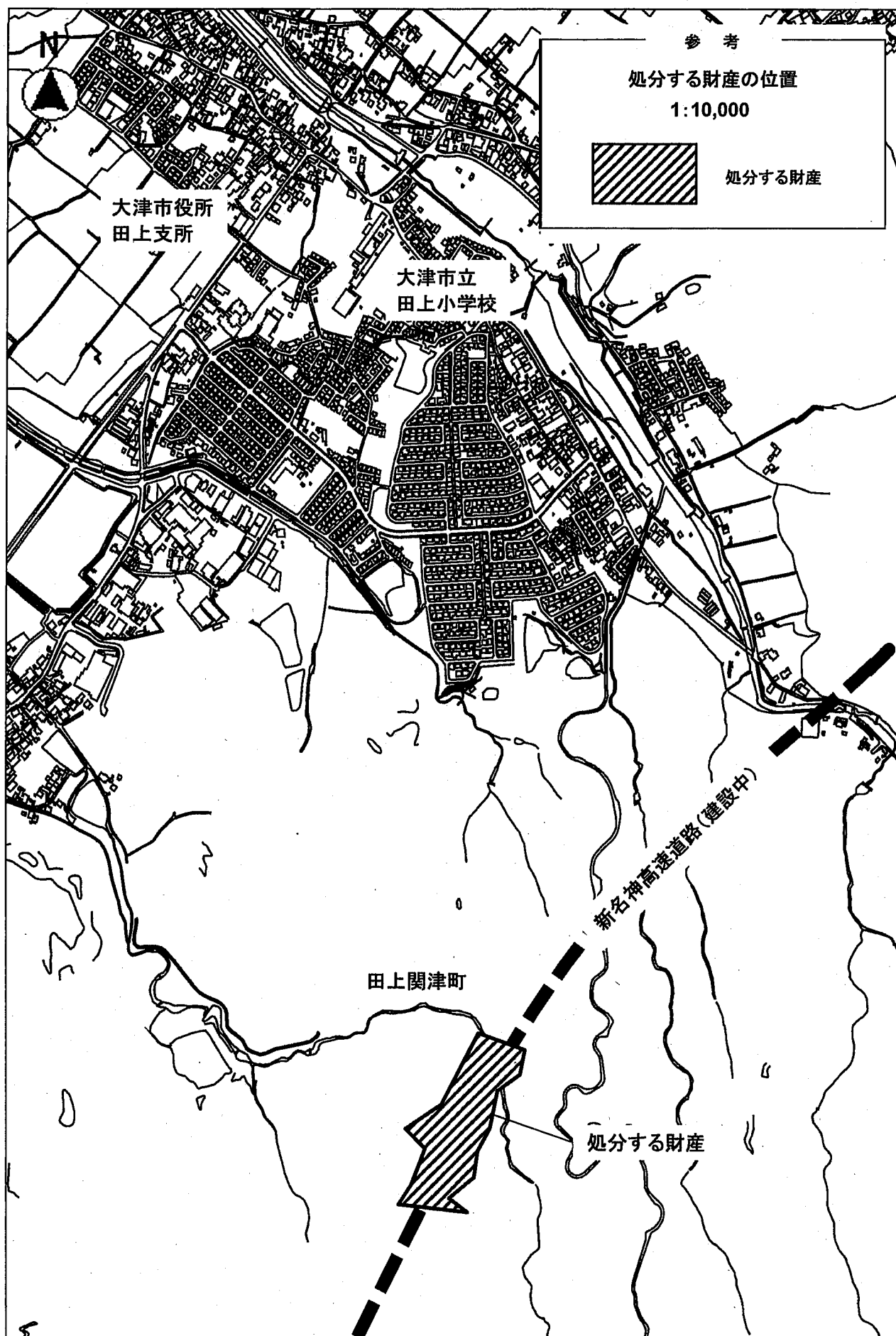
財産の処分について

次のとおり財産を処分することについて、大津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 21 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

平成 30 年 2 月 21 日提出

大 津 市 長 越 直 美

- | | | |
|---|---------|-------------------------|
| 1 | 処分する財産 | 土地 |
| | 所 在 | 大津市田上関津町字小笹生嶽 3 番 1 の一部 |
| | 面 積 | 48,351.87 平方メートル |
| 2 | 処 分 価 格 | 159,561,171 円 |
| 3 | 処分の相手方 | 西日本高速道路株式会社 |



議案第 35 号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

次のとおり公園の施設の管理の瑕疵による事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 30 年 2 月 21 日提出

大 津 市 長 越 直 美

1 和解の相手方



2 損害賠償の額

1, 003, 022 円

(参考)

平成 28 年 5 月 14 日、大津市松原町 18 番 16 号地先瀬田川緑道（公園緑地課所管）において、園路を歩いていた相手方が、舗装が隆起していた箇所につまずいて転倒し、負傷したものの

議案第 37 号

行政財産使用不許可処分についての審査請求に対する裁決について

別紙のとおり行政財産の使用不許可処分についての審査請求に対する裁決をすることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 7 第 2 項の規定により、議会の意見を求める。

平成 30 年 2 月 21 日提出

大 津 市 長 越 直 美

裁 決 書 (案)

審査請求人

処 分 庁 大津市長 越 直美

審査請求人から平成29年6月23日付けで提起された行政財産の使用不許可処分に対する審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事 案 の 概 要

- 1 大津市（以下「市」という。）は、大津市瀬田一丁目27番に所在する建物（以下「本件財産」という。）を所有しており、審査請求人は、大津市長（以下「処分庁」という。）に対し、本件財産を川の駅瀬田唐橋倶楽部拠点事務所として使用する目的で、平成29年2月28日付けで、大津市公有財産等管理規則（昭和63年規則第59号）第30条第1項の行政財産使用許可申請書を提出した。
- 2 審査請求人は、処分庁に対し、平成29年2月28日付けで、『川の駅瀬田唐橋倶楽部』発足に係る市施設の借用について（お願い）」と題する文書を提出し、また、改めて同年3月31日付けで当該文書と同内容の文書を提出した。
- 3 処分庁は、審査請求人に対し、平成29年4月21日付けで、「当該行政財産につき、使用を許可するのに適した状態にない」ことを理由として本件財産についての行政財産の使用不許可処分（以下「本件不許可処分」という。）を行い、その決定書を発送し、同月22日、審査請求人はその処分内容を知った。
- 4 審査請求人は、平成29年6月23日、処分庁に対し、本件不許可処分の取消しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、次のとおりである。

- (1) 審査請求人は、本件財産の使用について、その使用許可の申請を行う前から処分庁と協議をしてきたが、処分庁は、審査請求人に対し、当該協議がなかったかのようにして本件不許可処分を行った。
- (2) 処分庁は、平成29年2月28日付けで審査請求人が提出した本件財産に係る行政財産使用許可申請書を受け付けているにもかかわらず、その後、当該申請書の差替えを求めたことはずさんであり、不当である。
- (3) 本件財産については、これまで、既に解散している瀬田川観光船企業組合に対する行政財産の使用許可が処分庁によってなされてきた。また、当該組合は、本件財産について処分庁の許可なく増設を加え、当該増設部分を不法に占拠していたにもかかわらず、処分庁はこれを放置していた。
- (4) 以上のことから、本件不許可処分の取消しを求める。

2 処分庁の主張

処分庁の主張は、次のとおりである。

- (1) 処分庁は、本件財産の使用許可の申請前にその使用について審査請求人と協議したことによって、その後に審査請求人からなされた使用許可の申請に対して使用許可の決定を行うことを義務付けられるものではない。
- (2) 処分庁は、審査請求人が平成29年2月28日付けで提出した行政財産使用許可申請書及び添付書類に不備があったことから、その補正及び追完を求め、その後、書類が整った同年3月31日付けで申請を受け付けた。
- (3) 本件財産については、これまで処分庁において適正な維持管理に努めてきたが、平成29年4月21日時点で、同年3月31日まで本件財産の使用許可を受けていた者の明渡しが完了しておらず、物理的に他の者に使用させることができる状態になかった。

また、処分庁は、本件財産の使用許可に当たっては、その用途又は目的を妨げない限度において、透明性、公平性を確保するとともに、資力、信用、技能等を十分に調査した上で、その相手方を原則公募により選定するのが適当との結論に至っており、当該結論を遅くとも平成28年12月までには審査請求人に伝えていた。

- (4) 行政財産の使用を許可するか否かについては、判例に照らせば、その用途又は目的を妨げ

ないことを前提とした上で、原則としてその管理者である処分庁の合理的な裁量に委ねられているというべきである。

- (5) その他、本件不許可処分に違法又は不当な点はない。

理

由

- 1 本件財産は、昭和56年3月25日に建築され、未登記であるものの、市が所有する不動産である。地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第238条第3項は、「公有財産は、これを行政財産と普通財産とに分類する。」と規定しているところ、市は、本件財産を行政財産に分類し、市の建物台帳明細に「行政財産 公共用財産 その他の公共用施設 観光施設（事業用）」「瀬田川観光休憩所」と登録して管理している。

- 2 行政財産は、本来、普通地方公共団体が公用又は公共用に供することを目的として管理するものであり、その使用について法は、「その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。」（法第238条の4第7項）と規定するにとどまり、その使用を許可するか否かは、原則として、その管理者である当該普通地方公共団体の長の裁量に委ねられている。

すなわち、行政財産の用途又は目的を妨げる場合には使用を許可することができないことは明らかであるが、そのような場合ではないからといって当然に許可しなくてはならないものではなく、行政財産としての目的及び用途と目的外使用の目的、態様等との関係に配慮した合理的な裁量判断により使用許可をしないこともできるものである（最高裁判所平成18年2月7日第三小法廷判決参照）。

- 3 処分庁は、本件不許可処分の理由について「当該行政財産につき、使用を許可するのに適した状態にないため」とする。

その具体的内容について、まず、処分庁は、平成29年4月21日時点で、同年3月31日まで本件財産の使用許可を受けていた者（以下「前許可者」という。）による本件財産の明渡しが完了しておらず、物理的に他の者に使用させることができる状態になかったと主張する。

また、処分庁は、本件財産については、その立地や建物の構造、周辺環境等を踏まえると、瀬田川流域観光の振興及び地域の実情に即した利用を図るのが適当であることから、その使用許可に当たっては、その用途又は目的を妨げない限度において、透明性、公平性を確保するとともに、資力、信用、技能等を十分に調査した上で、その相手方を原則公募により選定するのが適当との結論に至っていたと主張する。

この点、処分庁から提出された写真等によれば、平成29年4月に入っても前許可者の机や
いす等の什器備品、冷蔵庫等の物品その他の荷物が本件財産から撤去されず、残置されたまま
であったことが認められ、このような状況では、審査請求人が本件財産の使用許可の申請にお
いて求めた「川の駅瀬田唐橋倶楽部拠点事務所」としての使用は実現できず、そもそも審査請
求人に対して本件財産の使用を許可するのにふさわしい状況とはいえないため、処分庁が
「使用を許可するのに適した状態にない」ことを理由として本件不許可処分を行ったことは合
理的である。

また、前許可者の残置物の撤去後の本件財産の使用については、本件財産が瀬田川のほとり
に所在し、「瀬田川観光休憩所」としての目的を有するため、透明性、公平性を確保しつつ、
本件財産を有効活用する観点から、処分庁が、その使用許可の相手方を原則公募により選定す
るとの方針を採用しようとすることは、不合理とはいえない。

このように、処分庁としての判断に特段不合理な点は認められず、本件不許可処分が違法又
は不当であるとはいえない。

- 4 審査請求人は、本件財産の使用許可の申請に当たって、当該申請を行う前からその使用につ
いて所管課と協議をしてきたことをもって、本件不許可処分の違法性又は不当性を主張するが、
本件不許可処分を行う前に、処分庁が審査請求人に対し、本件財産の使用を許可することを明
言し、又は許可処分を行うことを前提とした対応を行ったような事実は認められない。それゆ
え、このことを理由とする本件不許可処分の違法性及び不当性は認められない。

- 5 審査請求人は、平成29年2月28日付けで提出した行政財産使用許可申請書（添付書類を
含む。以下「補正前申請書」という。）について、処分庁からその差替えを指示されたことの
違法性又は不当性を主張する。

確かに、処分庁は、補正前申請書を受け付けた後、不備の補正及び追完を求めているが、こ
れは、補正前申請書において、行政財産の名称が「大津市管理財産」、その所在が「大津市瀬
田一丁目無番地」と記載されているなど、その使用許可を求める対象財産の特定が不十分であ
り、また、使用目的記載の「川の駅瀬田唐橋倶楽部」の規則について、事務所の所在地が特定
されていない、退会基準が明記されていない等の不備があったためである。これらの不備が許
可の申請としての基本事項に係るものの不備であることからすれば、処分庁がその補正及び追
完を求め、平成29年3月31日付けで審査請求人が提出した補正後の本件財産に係る行政財
産使用許可申請書を正式な申請書として受け付けたという一連の手續に違法又は不当な点は
認められない。また、そのような取扱いが審査請求人に対し不利益をもたらすものでもない。

6 なお、審査請求人は、処分庁によるこれまでの本件財産の管理のずさんさを多く指摘するものであるが、本件審査請求手続においては、本件不許可処分の違法又は不当について審理を行うものであって、本件財産の過去の管理状況に関する審査請求人の各指摘によって、その判断が左右されるものではないため、逐一その真偽の判断を行う必要はない。

7 以上のとおり、本件不許可処分に違法又は不当な点は認められないことから、本件不許可処分についてこれを取り消すべき事由はなく、本件審査請求には理由がない。よって、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

年 月 日

審査庁 大津市長 越 直 美

教示

この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大津市を被告として（大津市長が被告の代表者となる。）、大津地方裁判所にこの裁決の取消しの訴えを提起することができる。この場合において、本件不許可処分の違法を理由としてその取消しを求めることはできない。

ただし、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、裁決の取消しの訴えを提起することはできない。

議案第 38 号

包括外部監査契約の締結について

次のとおり地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 27 第 2 項に規定する包括外部監査契約を締結することについて、同法第 252 条の 36 第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 30 年 2 月 21 日提出

大 津 市 長 越 直 美

- 1 契 約 金 額 12,600,000 円を上限とする額
- 2 契 約 期 間 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで
- 3 契約の相手方 京都府京田辺市松井ヶ丘三丁目 23 番地 3

公認会計士 吉田 享司

議案第 39 号

地方独立行政法人市立大津市民病院定款の一部を変更することについて

地方独立行政法人市立大津市民病院定款（平成 29 年制定）の一部を次のとおり変更することについて、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 30 年 2 月 21 日提出

大 津 市 長 越 直 美

地方独立行政法人市立大津市民病院定款（平成 29 年制定）の一部を次のように変更する。

第 8 条第 5 項に後段として次のように加える。

この場合において、監事は、大津市の規則で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

第 8 条第 6 項中「大津市長（以下「市長」という。）」を「市長」に改め、同項を同条第 8 項とし、同条第 5 項の次に次の 2 項を加える。

6 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

7 監事は、法人が次に掲げる書類を大津市長（以下「市長」という。）に提出しようとするときは、当該書類を調査しなければならない。

(1) 法第 13 条第 6 項第 1 号に掲げる書類

(2) その他大津市の規則で定める書類

第 10 条第 1 項中「及び監事」を削り、「、役員」の次に「（監事を除く。以下この項において同じ。）」を加え、同条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 監事の任期は、任命の日から、同日において理事長である者の任期（補欠の理事長の任期を含む。）の末日を含む事業年度についての法第 34 条第 1 項の規定による同項に規定する財務

諸表の承認の日までとする。ただし、監事が欠けた場合における補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。

第16条第3項を削る。

第17条第1項中第7号を削り、第8号を第7号とする。

第19条第1項中「第67条第1項」を「第66条の2第1項」に改める。

別表第2項の表中「介護老人保健施設棟」を「旧介護老人保健施設棟」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 変更後の地方独立行政法人市立大津市民病院定款は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 変更後の地方独立行政法人市立大津市民病院定款の施行の際現に監事である者の任期（補欠の監事の任期を含む。）については、変更後の第10条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。